

議案第38号

平成28年度基山町一般会計補正予算（第2号）

平成28年度基山町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198,296千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,869,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月2日提出

基山町長 松田 一也

平成28年9月12日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 町税		2,314,273	△6,294	2,307,979
	1 町民税	947,623	19,049	966,672
	2 固定資産税	1,185,569	△19,893	1,165,676
	3 軽自動車税	41,412	1,725	43,137
	4 町たばこ税	138,866	△7,175	131,691
8 地方特例交付金		5,910	1,829	7,739
	1 地方特例交付金	5,910	1,829	7,739
9 地方交付税		780,897	227,646	1,008,543
	1 地方交付税	780,897	227,646	1,008,543
11 分担金及び負担金		84,709	318	85,027
	2 負担金	84,709	318	85,027
13 国庫支出金		569,365	6,105	575,470
	1 国庫負担金	388,695	426	389,121
	2 国庫補助金	176,088	5,679	181,767
14 県支出金		373,041	5,888	378,929
	1 県負担金	214,607	689	215,296
	2 県補助金	115,020	5,281	120,301
	3 委託金	43,414	△82	43,332
16 寄附金		63,701	40,000	103,701
	1 寄附金	63,701	40,000	103,701
17 繰入金		647,902	△268,539	379,363
	1 基金繰入金	647,900	△269,000	378,900
	2 特別会計繰入金	2	461	463
18 繰越金		15,000	171,583	186,583
	1 繰越金	15,000	171,583	186,583
19 諸収入		112,385	15,332	127,717

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		102,654	12	102,666
	1 議会費	102,654	12	102,666
2 総務費		963,916	149,865	1,113,781
	1 総務管理費	759,107	148,652	907,759
	2 徴税費	104,144	1,207	105,351
	3 戸籍住民基本台帳費	79,993	5	79,998
	6 監査委員費	935	1	936
3 民生費		1,838,185	6,003	1,844,188
	1 社会福祉費	1,180,323	3,256	1,183,579
	2 児童福祉費	657,860	2,747	660,607
4 衛生費		668,250	2,140	670,390
	1 保健衛生費	199,542	2,140	201,682
	2 清掃費	465,940	0	465,940
6 農林水産業費		125,270	1,322	126,592
	1 農業費	120,985	1,322	122,307
7 商工費		67,061	183	67,244
	1 商工費	67,061	183	67,244
8 土木費		436,784	6,123	442,907
	2 道路橋梁費	186,135	1,398	187,533
	3 都市計画費	69,290	0	69,290
	5 住宅費	18,748	4,725	23,473
9 消防費		249,707	14,706	264,413
	1 消防費	249,707	14,706	264,413
10 教育費		583,036	3,267	586,303
	1 教育総務費	59,942	570	60,512
	2 小学校費	84,752	703	85,455

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
11 災害復旧費	3 中学校費	96,281	288	96,569
	4 社会教育費	201,175	1,648	202,823
	5 保健体育費	117,664	58	117,722
		2,014	8,403	10,417
	1 農林水産施設災害復旧費	474	8,403	8,877
12 公債費		613,277	△4,574	608,703
	1 公債費	613,277	△4,574	608,703
13 諸支出金		805	3,644	4,449
	2 諸費	2	3,644	3,646
14 予備費		15,067	7,202	22,269
	1 予備費	15,067	7,202	22,269
歳出合計		5,671,186	198,296	5,869,482

第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債	(千円) 6,500	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
補助災害復旧事業債	(千円) 2,800	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
単独災害復旧事業債	(千円) 1,200	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

23

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	(千円) 253,250	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 247,178	普通貸付	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。